社会福祉法人山県市社会福祉協議会

福祉のまちづくり推進助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、住民主体で取り組む誰もが住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくりを推進する活動を支援するため、山県市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う助成について必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　助成金交付の対象となる団体は、次のとおりとする。

（１）自治会、老人クラブ等の既存の団体

（２）活動のために組織した団体

（３）関係団体が連携した協議体

（４）その他本会会長が認める団体

（対象活動）

第３条　助成金交付の対象となる活動は、次の各号のすべてにあてはまる活動とする。ただし、活動地域および活動内容がすでに助成を受けている団体と重複している場合は、助成の対象としない場合がある。

（１）地域で「課題になっていること」を解決するための取り組みであること

（２）当該年度に２回以上活動し、翌年度以降も継続して活動する予定があること

＜活動例＞

|  |
| --- |
| ・孤立防止、引きこもり、子育て支援等の生活課題に対応する活動  ・定期的な見守り活動  ・防災活動を通した地域のつながりづくり  ・困りごとに対応する助け合い活動  ・誰もが気軽に集うことができる居場所づくり  ・世代間交流を通した地域のつながりづくり、福祉共育  ・企業や学生、地域が連携して行う福祉活動（集いの場、子ども食堂、学習支援等） |

（対象経費）

第４条　前条の活動を実施するための経費で、以下に掲げる経費とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 該当するもの |
| 謝礼金 | 講師料、講師交通費 |
| 会議費 | 会議や研修会等に必要な費用（お茶、茶菓子代程度） |
| 印刷製本費 | 資料、チラシ等のコピー・印刷代や写真の現像代等 |
| 通信運搬費 | 切手、はがき代等 |
| 賃借料 | 会場の使用料、バスの借上げ代等 |
| 消耗品費 | 紙、文房具などの活動に必要な費用 |
| 備品購入費 | 事業実施に必要な備品購入費  ただし、１つの備品につき最大２０，０００円までを上限とする。 |
| 燃料費 | 事業実施に必要なガソリン代等 |
| 食料費 | 事業を実施するために必要不可欠と認められる飲食費  ただし、事業実施１回当たり1人３００円を上限とする。 |
| 保険料 | ボランティア行事用保険料  （ボランティア活動保険等の個人の保険は除く。） |
| その他 | 本会会長が特に必要と認めるもの  （対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する。） |

（助成金額）

第５条　本会会長は、実施する活動に対して以下のとおり予算の範囲内で助成金を交付する。

（１）１自治会の範囲での活動　20,000円以内

（２）２以上の自治会の範囲での活動　50,000円以内

（３）小学校区（美山地域は旧小学校区）の範囲での活動　100,000円以内

２　助成金額は、当該年度会費納入率に応じて別表１のとおり上限額の調整を行う。

３　交付金額は千円未満を切り捨てるものとする。

（助成金交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、福祉のまちづくり推進助成金交付申請書（様式第１号）により、本会会長に申請する。

２　当該年度の申請は、１団体につき１回とする。

（交付の決定）

第７条　本会会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の係る書類の審査等により助成金を交付すべきものと認めたときは、福祉のまちづくり推進助成金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には本助成を受けていることを表示することとする。

（助成金の請求）

第８条　申請者は、前条の規定による通知を受け取った後、福祉のまちづくり推進助成金交付請求書（様式第３号）により本会会長に請求するものとする。

（実績報告）

第９条　助成金の交付を受けた者は、当該年度３月３１日までに、福祉のまちづくり推進助成金実績報告書（様式第４号）に活動内容がわかる資料、領収書等を添付し、本会会長に報告するものとする。

（助成金の返還）

第１０条　助成金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金を本会に返還するものとする。

（１）計画した活動を一切実施しなかった場合は、その全額を返還する。

（２）支出金額が助成額に満たない場合は、その差額を返還する。

（３）助成の対象となった活動以外の活動に助成金を支出した場合は、その金額を返還する。

（補足）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月４日から施行する。

別表１

助成金算定基準

|  |  |
| --- | --- |
| 活動範囲自治会の  当該年度会費納入率 | 助成割合 |
| ９０％以上 | １００％ |
| ８０～８９％ | ８０％ |
| ７０～７９％ | ７０％ |
| ６０～６９％ | ６０％ |
| ５０～５９％ | ５０％ |
| ４０～４９％ | ４０％ |
| ３０～３９％ | ３０％ |
| ２０～２９％ | ２０％ |
| １０～１９％ | １０％ |

上記以下は助成なし